相続・贈与ハンドブック

簡易版

相続・贈与相談センター®

SOUZOKU ZOUYO HANDBOOK

CONTENTS

Part1
相続対策は必要？不要？ 1

Part2
相続が発生すると何が起きる? 9

【アイコンの説明】

人に関するQ&A　不動産に関するQ&A　財産に関するQ&A　企業に関するQ&A

Part 1

相続対策は必要？ 不要？

「先のこと」「関係ない」では済まされない

あなたは「相続」と聞くと、なにを思い浮かべますか。
遺産をめぐる争いとか、相続税を納めるために苦労したという話を聞いたことはないでしょうか。
現実問題として、今まさにその最中という人もいるかもしれません。
でも自分の親や自分自身の身の上に相続が起きたときのことを、考えてみたことがありますか。

相続って、なんとなく面倒くさそうだし、いつ来るかわからない。
まるで実感がわかないようなことを、わざわざ今から考えたくはない――。

正直なところ、こう思っている人が大半なのではないでしょうか。
しかし、いつ来るかわからないからこそ、今すぐ来てもおかしくないのが相続です。
しかも相続に関しては、大きな誤解があります。

「相続が仮に起きたとしても、親子兄弟姉妹、みんな仲が良いから問題はない」
「それに自分たちの家族には財産もないから、相続税なんかには縁がない」
これらはその誤解の代表的なものです。

ところが、いざ相続が発生すると
「親子や兄弟姉妹、親戚との関係が険悪になって遺産の分割ができない」
「思いがけない相続税がかかってきて、支払うことができない」
という悲劇が往々にして起きています。

特に、土地を所有している場合や、自社株を多く持っている会社のオーナー経営者は要注意です。
びっくりするような相続税額を突きつけられて支払えないケースが少なくありません。
相続は個人だけでなく法人についても考えなければなりません。

個人の相続

- 相続が始まったが、どうしたらいいのか解らない…
- 相続税を事前に計算したい…
- 相続税をできるだけ節税したい…
- 相続税を支払うための納税資金をどうしたらよいかわからない…
- 遺産分割争いが起こりそう…
- 農地を所有しているが、どのように相続したらよいか…

社長の相続

- 親族に事業承継する場合は
- 従業員に事業承継する場合は
- 自社株対策とは
- 株の納税猶予制度とは
- 会社を売却する場合は
- 会社を閉鎖する場合は

なにごともそうですが、あらかじめ対策を考えて手を打っておけば、
そのときが来ても慌てることもなく、後悔することもありません。
だから相続も、大切なのは事前の準備です。
対策に「早過ぎる」ということはありません。
まずはわが身のこととして、やがて発生する相続と向き合いましょう。
相続で困るパターンがなにかを知り、どこにどんな問題が潜んでいるかを理解することです。
その上で、少しでも気になることがあれば確実に解決しておけばよいのです。

Q&A

「相続とはどういうこと？」

Q よく「相続が発生する」などといいますが、相続とはどういうことなのでしょうか。

A 相続とは、人が亡くなったときに、その人が所有していた財産などを受け継ぐことです。このときに亡くなった人を被相続人といい、配偶者や子供など財産を受け継ぐ権利がある人を相続人といいます。
相続をするには、相続人の間で財産の分け方について合意を得なければなりません。また遺された財産が大きい場合はそれなりの相続税を支払うことになり、財産の評価や税額の計算が必要になります。そのほかにも財産の名義変更や各種機関への届出など、さまざまな手続きを行います。

「相続はまだ先のこと？」

Q 両親はともに70歳を過ぎましたが、いたって元気です。
相続や遺言などを考えるのはまだ早いように思うのですが……。

A 平穏無事なときは今のままの生活がずっと続くように思いがちです。でも子供が常に成長し変化し続けているように、誰の人生にも必ず変化が訪れます。ご両親が病に倒れたり、介護を要するようになるときも必ず来ます。それに、今日、この日に事故に遭う恐れもあるのです。
考えたくないことですが、病や死はいつ来るか分かりません。少なくともご両親がある程度の年齢になったら、その日のことを今から考えておくべきです。相続や遺言、財産の状況とともに、ご両親が認知症や長期療養が必要な状況になった場合、誰がどのように面倒を見るのかについても兄弟姉妹で話し合っておきましょう。息子の家族と同居して実際に介護するのは息子のお嫁さんであるというケースもよくあるので、兄弟の家族の意思についても確認しておくことをお勧めします。

「仲がよければ相続争いは起きない？」

Q わが家は昔から子供たちの仲が良く、喧嘩一つしたことがありません。世間でいう「相続争い」は想像できないのですが、一体どんなときに起きるのでしょうか？

A 普段から仲が悪い兄弟姉妹だけでなく、親の生前は仲が良いと思っていた家族が相続をきっかけにぎくしゃくした関係になることは珍しくありません。
「仲が良い」というのは、いつのことでしょうか。子供の頃には仲が良かったかもしれませんが、それぞれが成人して家庭を持つようになれば、経済状況も違ってきます。自分の妻子の将来を大切にする気持ちが強くなるのは、当然のことです。しかも相続のように財産問題が絡むときには、人間の本音が現れます。親がいなくなると「兄弟姉妹平等」の原則が前面に出て、互いに権利意識が高まるものです。それをきっかけに、隠してきた不満があらわになることも珍しくありません。
ですから仲がよい今のうちから、相続について考えておく必要があります。やはり親である自分がリーダーシップを取り、元気で体力があるうちに準備をするのが一番です。子供から親に対して「準備をしておいてください」とは言いにくいものですから。

「相続の話し合いや手続きが面倒だ」

Q 相続税の申告や兄弟姉妹で話をまとめるなど、親の相続のすべてが面倒です。
関わりを持たずに済ますことはできるでしょうか。

A 親の相続が発生すれば、子供はその当事者になります。極端な話、家族と縁を切って相続のすべての権利を放棄したとしても、法定相続人全員の合意がなければ財産を処分することも、相続税の申告もできません。相続人全員が遺産分割協議に参加し、自分の意思を明らかにして、その結果を書面に残す必要があるからです。
相続税の申告にも10カ月以内という期限があります。それまでに相続人の中で誰かが中心となって話をまとめ、必要な手続きをしなければなりません。
相続は先のことと考えたり、面倒だからと避けて通るのではなく、早めに当事者が集まって対策を考え、専門家のアドバイスを受けるようにしましょう。

「ローンの残りはどうなる?」

Q 父が建てたアパートのローンが残っているのですが、
相続がもし発生したらどうなるでしょうか。

A 場合によっては借金を相続することになる可能性もあります。まずはローンの総額や現在の残高、完済日をお父さんに聞いて確認しましょう。その上で、万一お父さんが亡くなったらどう返済するのかを考えます。相続に関わる情報は親子や兄弟姉妹の間で共有することが、スムーズな相続をスタートさせる第一歩です。
なお自宅のローンの場合は、借り主が亡くなると自動的に返済する団体信用生命保険に入るのが一般的ですが、これについても一応確認をしておきましょう。

「連帯保証人になっている」

Q 父が事業の関係である人の連帯保証人になっているようです。
このままで大丈夫でしょうか。万一相続でも発生したらと不安です。

A 連帯保証債務は借金と同じです。こうした債務を合わせると、財産よりも負債が多くなってしまっている可能性があります。お父さんが亡くなってからでは問題が複雑になって解決しにくいので、まずはお父さんに実状を正直に伝えてもらい、早めに対策を打ちましょう。

「借金と相続」

Q 親に借金があると、相続が起きたときにはどうなるのでしょうか。

A 相続で譲り受けるものには借金も含まれます。いざふたを開けてみたら、財産よりも借金や滞納していた税金の方が多かったというのではたまりません。借金が気になるような場合は、心配していることを親に率直に話して実態を確認しましょう。
借金をしていることは誰にも知られたくないものです。しかし万一本人が死亡して相続が発生すれば、その事実や金額などの詳細もすべて明らかになります。相続時に子供は必ずしも借金を肩代わりしなくてもいいのですが、本来受け取れるはずだった財産がなくなったり目減りすることになります。借金を含めた財産の現状について、子供を含めた家族で話し合うべきです。借金が多くてもその額を正確に伝えましょう。知らないでいると後でお子さんが困ることになります。

「相続税は関係ない？」

Q 相続税は富裕層の人たちが払うもので、うちのような一般家庭には縁がないし、そんな財産もないと両親は言います。他の兄弟姉妹も心配している様子はないのですが、大丈夫でしょうか？

A 相続税がかかるような財産はないという理由を、ご両親に聞いてみましょう。きちんと調べた上で言っているのならいいのですが、「うちはどうせ庶民だから」といった根拠のない思い込みかもしれません。預貯金、不動産、生命保険の受取金、株などの金融財産など、すべてを合わせると意外な額になることが少なくありません。特に不動産の評価などは素人には難しいもの。専門家に頼んで一度相続税のシミュレーションをしてみることをお勧めします。

「相続税はいくらからかかるのか」

Q 相続税がかかってくるのは、財産がいくら以上ある場合でしょうか。

A 相続税には基礎控除があり、財産の額がそれ以下であれば税金を払う必要はありません。基礎控除額は「3000万円+600万円×法定相続人数」で計算します。
たとえばお父さんが亡くなって、お母さんと子供2人が相続人であれば、法定相続人数は3人なので基礎控除額は「3000万円+600万円×3人=4800万円」となります。財産が4800万円を超えれば相続税がかかり、申告し納税しなければなりませんが、それ以下の場合は相続税がかからず申告も必要ありません。ただ計算ミスや勘違い、財産の見落としが後で分かって事後申告になると面倒です。相続が発生する前に確認しておくのが無難です。

相続税がかかる
課税価格の合計 > 基礎控除額

相続税がかからない
課税価格の合計 ≦ 基礎控除額

相続税の基礎控除額
3,000万円+法定相続人の数×600万円
※養子については制限があります

例) 相続税の課税価格の合計額が7,000万円の場合
法定相続人:配偶者、長男、長女、次男
基礎控除額:5,400万円
課税価格の合計額 7,000万円 > 基礎控除額 5,400万円
➡ **相続税がかかる!**

相続税の税率構造

各法定相続人の取得金額	税　率	控除額
～ 1,000万円以下	10%	—
1,000万円超 ～ 3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超 ～ 5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超 ～ 1億円以下	30%	700万円
1億円超 ～ 2億円以下	40%	1,700万円
2億円超 ～ 3億円以下	45%	2,700万円
3億円超 ～ 6億円以下	50%	4,200万円
6億円超 ～	55%	7,200万円

※「各法定相続人の取得金額」とは、課税遺産総額(課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を控除した金額)を法定相続人の数に算入された相続人が法定相続分に応じて取得したものとした場合の各人の取得金額をいいます

チェックシート ～相続なんか関係ない？～

Check Sheet

1.誰が相続するかで 問題はありませんか？

□夫婦の間に子供も孫もいない
→親や兄弟姉妹などが相続人になると、相続争いの可能性が

□再婚などで現配偶者との間以外にも子供がいる
→先妻の子供とトラブルになるなど、想定外のことが起きる

□独身で子供も親兄弟もいない
→誰が財産を相続するのか分からない

□相続人と思われる人が行方不明、もしくは海外にいる
→連絡が取れないと相続人が特定できず、遺産分割もできない

2.遺産の分け方で 問題はありませんか？

□子供たちの仲が良くない
→遺産分割がうまくいかなくなる最大の原因。相続を機に仲が悪くなることも

□特定の子供だけに生前贈与したり、贈与を予定している
→他の相続人が知らなかったり、納得していないと争いのもとになる

□法定相続人以外に財産を遺したい
→内縁関係などの場合は、特に生前対策が必須

□兄弟姉妹の共有名義になっている不動産がある
→不動産の分割は非常に難しく、相続が起きたときに分割や処分の話がまとまらない

3.他にこんなことで 問題はありませんか？

□親に借金がある
→借金を引き継いでしまったり、財産を引き継げなくなるケースが出てくる

□会社を経営している
→未公開の会社の株式を所有していると、相続の発生で多額の相続税が課せられるケースがある

□自宅以外にも不動産がある
→不動産は分けにくくて権利関係が複雑なので、簡単に分割や処分ができない

□親が認知症やほかの病気などで意思を確認できない
→親の意思が分からないと、相続人の間で揉める原因になる

□遺言書がない
→遺言書で相続にまつわる問題はかなり防げるのだが……

あなたやあなたの親に一つでもあてはまる項目があれば、相続対策を考え始める必要があります。これらのほかにも、相続の発生（親の死亡）によって問題が表面化するケースは少なくありません。詳しくはこのハンドブックを読んでみてください。

Part 2

相続が発生すると何が起きる?

いざというときに慌てないために必要な知識

実際に身近な人に相続が発生したら、何がどうなるのでしょう。それに対してどうすればいいのでしょうか。何度も経験することではなくとまどってしまうものですが、あらかじめ流れを知っておくと落ち着いて対処できます。

下の図「相続が発生すると……」を見ると、いつまでに何をする必要があるのか決まっていることがわかります。あなたが直面する現状も考えながら、優先順位を決めて進めましょう。

生前準備が思うようにできなかったり、不測の事態が発生して困ってしまうこともあります。いつでも頼めるような専門家を見つけておけば、何が起きても心強いものです。

相続が発生すると…

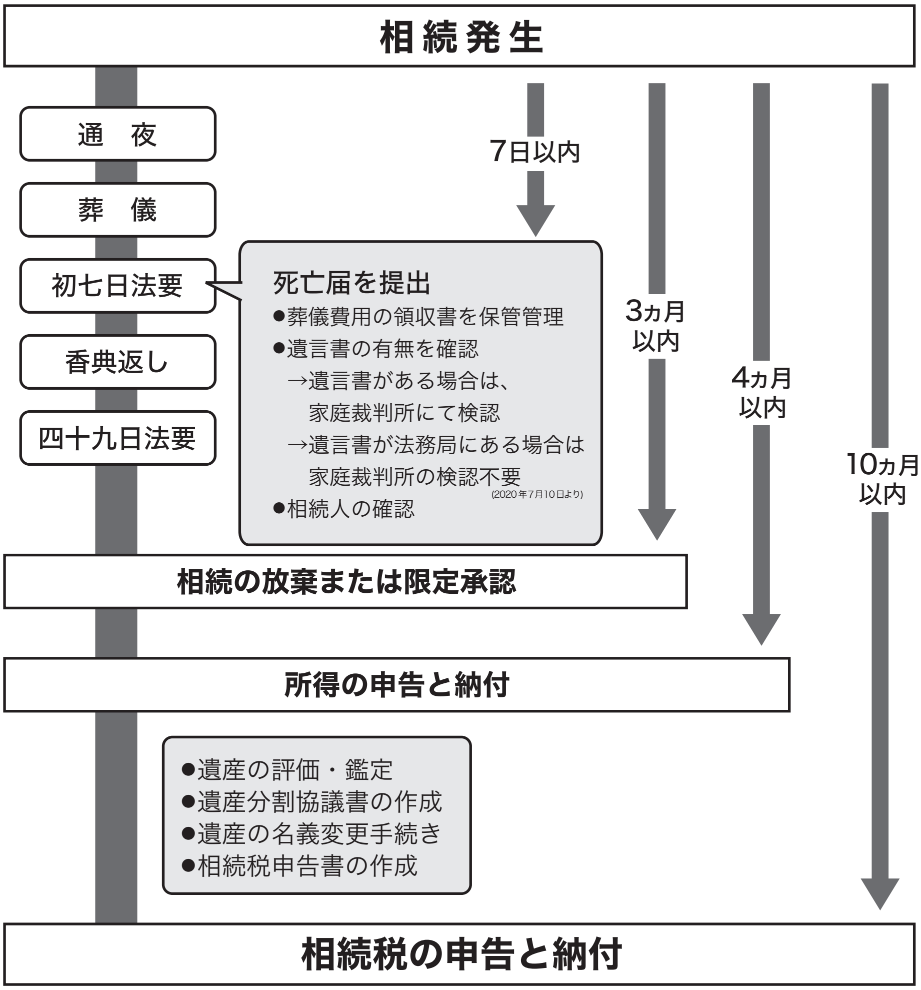

Q&A

「相続が発生したら」

Q 相続が発生したら、何をしなければならないのでしょうか?

A 前ページの図の通りですが、要点についてもう少し詳しく説明しましょう。

1. 当初にすること

人が死亡すると、その事実を知った日から7日以内に遺族が医師の死亡診断書または死体検案書を添付し、市区町村に死亡届を提出します。死者の埋葬・火葬は、死亡後24時間以上経過してから市区町村長の許可を得て行います。これらの手続は実務上は葬儀社が代行するのが一般的です。なお通夜や葬儀はすべて慣習に委ねられており、法律上の規制はありません。

2. 届出や申請、税の申告と納付などの期限を確認

3. 相続の承認と放棄

借金などがある場合は、自分が相続人となったことを知った日から3カ月以内に「相続放棄」や「限定承認」を申請することができます。

4. 遺言書の有無の確認

民法では遺言相続を優先するので、遺言の有無の確認は大切です。

5. 法定相続人の特定と遺産分割協議の開始

法律上の相続人を確認します。場合によってはそのほかにも相続人が出てきます。
遺言書がなければ相続人の間で遺産分割協議をします。話し合いがまとまらないときは、家庭裁判所の調停や審判を経て分割することになります。申告期限までにまとまらないと、さまざまな不利益をこうむることになるので、早めに解決することが重要です。

「葬儀の立ち会いと遺産相続」

Q 海外に移住していますが、事情があってどうしても日本で行われる父の葬儀に出ることができません。
これから相続をする上で、不利益や困ることが出てくるでしょうか？

A 出られないことを事前に必ず親族に連絡します。そして葬式などをしてくれた方々にお礼をすることも忘れないでください。相続について考えるのはそれからでも遅くありません。
法律上は、葬式に出席できなかったり、亡くなるときに立ち会えなくても相続について問題が発生することはありません。ただし親族の中に、よい感情を持たない人が出てくる可能性があり、そうなると争族の種となり結果的に問題が発生します。
死に目や葬儀に駆けつけることができない場合は、このような問題が起きないように配慮する必要があります。

「故人の面倒をみた人に対して」

Q 父の葬式では窓口から手配まで、すべて両親と同居していた兄が行いました。遺産相続に影響が出るのでしょうか？

A まずは、親の面倒をずっとみてきて、自分が中心になって見送ったお兄さんの気持ちを理解しておきましょう。そのことを遺産相続に反映させたいと思ったとしても、ある意味自然なことです。また法律でも被相続人の面倒をみた相続人や親族には、財産を受け取れる「寄与分」を認めています。

「遺産分割のまとめ役は誰？」

Q 父が亡くなりましたが、誰が相続をとりまとめればよいのでしょう？

A 比較的裕福で経済的に余裕がある人がとりまとめ役を引き受けることをお勧めします。相続人の経済状況がよくないと、1円でも多くの遺産を欲しがります。そのような相続人が複数いると争いが起きやすいものです。法律で定めた相続分にこだわるとかえって揉めることもあります。杓子定規に進めるのではなく、個々の相続人の事情も配慮して配分を考えるのがいいでしょう。とにかく争いになると、分けられるものも分けられなくなって全員が困ることになります。

「資産の中味が分からない」

Q 父は生前、資産管理をすべて自分でやっていました。その結果、相続人は誰も遺産の中味を把握できません。有価証券などの証書の所在も誰も分からない状態です。どうすればよいのでしょう?

A 相続が発生すると、故人の資産をすべてはっきりさせなければなりません。不動産や有価証券がどれくらいあるのか、負債がどれほど残っているのかが分からないと、遺産分割の話し合いにしても手続きにしても話が前に進まないのです。不動産にしても金融資産にしても、どこの銀行や証券会社などと付き合っていたのかを調べるところから始めましょう。財産の存在を示す書類や記録が残っているのではないでしょうか。とにかく解決の糸口となるものを見つけることです。

「相続争いを起こさない工夫とは」

Q うちの兄弟はあまり仲がよくないのですが、相続をうまくまとめるコツはあるでしょうか?

A 話し合った内容や、決まった事項をすべて記録し、文書化して残すことをお勧めします。後で「言った、言わない」の水掛け論になると解決が難しくなるからです。専門家にも相談して、最初から間に入ってもらいながら進めるのもいいでしょう。

「遺産が分割できない」

Q 亡くなった父の不動産や預貯金、株式などの遺産分割について兄弟で話し合っています。しかし話がなかなかまとまらず、そのために父名義の銀行の預金も引き出せません。どうすればよいでしょう?

A 遺産分割で揉めると、銀行がトラブル回避のため口座の出入金をストップすることがあります。お父さんのように不動産と金融財産の両方をお持ちだった場合は、二つを分けて考えるよりも、一体化して考えるのが上策です。
不動産は個々の物件によって財産としての価値に差があり、公平な分割は難しいものです。その隙間を埋めるのが現金などの金融財産です。不動産は分けづらく、現金は分けやすいという性質があります。そこで不動産の分割に不満を感じている人には、お金で埋め合わせをすることを考えてみましょう。こうした解決策のために、相続時にある程度のお金が必要となるケースは少なくありません。
また2019年7月1日より各相続人が単独で、定められた金額まで引き出すことができます。

「アパートを共有したい」

Q 相続することになった財産の中にアパートの土地建物があり、収益も出ています。私が相続したいのですが、弟も欲しがっています。このような場合は共有財産にする方法もあると聞きましたが。

A 相続で不動産を共有するメリットはまったくありません。なぜなら、共有する２人の意見が一致しない限り何もできなくなるからです。建物が老朽化して改築や補修が必要になったり、土地ごと売却したいと思っても、２人の意見が合わなければ現状維持しか道はなく、有効に活用できません。不動産の共有は百害あって一利なしと覚えておきましょう。

「財産が使い込まれていた？」

Q 父の相続財産のうち、預貯金の残高が少ないような気がします。同居していた兄嫁が使い込んだような形跡もあります。どうすればよいのでしょう？

A 残念ながら相続を機によく発覚することです。兄嫁さんに問いただしても解決するかどうか分かりません。このような争いごとになると、専門家の中でも弁護士の登場となります。手順としては、まず預貯金の通帳からお金の動きをチェックします。それをもとにいくら引き出したか、何に使ったのかを確認します。こうして事実関係をはっきりさせたら、あとは専門家に任せて動くしかないといえます。

「遺言書の筆跡に疑問が」

Q 父の相続発生後に遺言書が発見されましたが、父の筆跡とは違うようです。兄が書いたのではないかという疑いがぬぐえません。

A 黙って遺言を書くとかえってよくないのですが、まったく事例がないわけではありません。しかもこのケースは本人が書いたのかどうかさえ疑わしいので、苦労しそうです。
まず病院の診断書やカルテ、治療履歴などを調べて、お父さんが遺言を書いたと思われる時期に本当に自分の意思で書くことができたかどうか調べます。それから裁判所に申し立てて筆跡鑑定を行います。このケースでは弁護士の助けが必要でしょう。

「不動産を売却するとき」

Q 不動産を売却するときは、何に注意すればよいのでしょう?

A いざ土地や建物を売却しようとすると、いろいろなことが起きます。
たとえば隣地の地主と仲がよくないと、土地の隣地境界の署名をもらえずに売買の手続きができなくなる可能性もあります。昔の境界の確認書があっても再度取り直す必要があるので、売却したお金で相続税を払おうと思っていても入り口でつまづいてしまいます。
一般の人にとっては、不動産を売却する機会はそうはないものです。自分ひとりで進めようとせず、必ず専門家と相談しながら手順を踏んで進めるようにしましょう。

「自宅の敷地が借地だった」

Q 父が死亡して、はじめて自宅の土地は借り物だったことを知りました。
遠くにいる貸主にこれまで地代を払っていたようです。
相続発生に伴って何をすればいいのでしょう?

A まずは貸主に相続が発生したことを連絡しましょう。自宅を処分しない限り、今までのような関係を続けていきたいところです。相手がそれを受け入れてくれれば法的な問題はありません。ただし話が複雑になりそうな雲行きなら、専門家に状況を話して対応方法をアドバイスしてもらいましょう。

「相続税がかかると分かったらどうするか」

Q 父の財産には相続税がかかるそうです。
申告は誰がいつまでにどのように行うのですか?

A 相続人の代表者が、被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10カ月以内に書類を作成して手続きをします。それまでに処理しておかなければならないことがいくつもあり、相続税の計算も簡単ではありません。これは相続に詳しい税理士の専門分野です。まだ時間があると思わずに、早めに連絡をとりましょう。

「相続税に必要な書類は?」

Q 相続税の申告に必要な書類には何がありますか?

A 次のリストを参考にしてください。このように相続税申告は、書類を集めるだけでも大変です。追加の資料が必要な場合も多々ありますし、役所や法務局は平日のみの対応ですので、ほとんどの方は仕事を休んで資料収集を行うことになります。
また、書類が集まらないと申告書作成ができませんので、相続税申告期限に間に合わない要因の一つになることもあります。
間違った書類を取得してしまい二度手間になることも多くありますので、専門家に代行を依頼するのも検討しましょう。

申告に必要な書類リスト

1.	①被相続人の除籍謄本 ②原戸籍謄本 ③戸籍の附票 （区役所または市町村）
2.	死亡診断書（病院）
3.	相続人の戸籍謄本、婚姻により除籍した人は戸籍抄本 （区役所または市町村）
4.	被相続人の除票・相続人の住民票（出張所または市区町村）
5.	被相続人の略歴書（出身地、最終学歴、職業・役職等、住所の移転状況、病歴、入退院の経過）
6.	相続人の現況経歴書（住所、氏名、勤務先、生年月日、電話番号）
7.	土地建物の死亡年度分の固定資産税評価証明書（道路の非課税も含む） （納付書持参の上・・・都県税事務所または市町村)、権利証
8.	土地建物の登記簿謄本（評価証明書の地番と家屋番号で申請・・・登記所）
9.	土地（借地等についても）の公図　（登記所）
10.	土地の測量図、特定事業用宅地または特定居住用宅地に該当の有無とその地積 （不整形地、建物が複数建っている土地、売却予定地は正式な測量図）
11.	建物の配置図（全体の土地の利用状況の説明可能なもの）
12.	建物の建築確認書、権利証、建物図面（権利証に付いている） （登記所）
13.	貸地、貸家の賃貸借契約書（ない場合は賃借人の住所、氏名、契約期間の一覧表）
14.	生産緑地の指定を受けた農地の明細書（農業委員会・都市計画課）
15.	死亡年度分の固定資産税納付書、課税明細書又は名寄帳（納税証明書でもよい）
16.	個人の確定申告書の過去２年間分、当年の準確定申告書（死亡後４ヶ月以内提出）
17.	同族会社の株主は、株式評価に必要な決算書および所有資産の評価計算明細書
18.	金銭信託、貸付信託、公社債、株式その他の有価証券がある場合はその証券、預かり証、銘柄の明細書
19.	被相続人の過去３年間の預金通帳

20.	死亡日前にお葬式費用等のために、定期預金を解約して現金化した場合の金額 （定期預金の解約計算書）
21.	死亡日現在の預金の残高証明書、出資金の残高証明書、定期証書の写し （残高のある金融機関はすべて必要）
22.	被相続人のものでありながら借名預金や相続人名義になっている預貯金の確認 （贈与税の申告をしていない分）
23.	親類、子供に対する事業資金等の貸付金の有無、贈与税の立替負担の有無 （預金の大口支払先・他の相続人より確認）
24.	親類、知人の会社の株主である場合は株主名簿（株主でない場合は必要なし）
25.	車両、機械、器具、家庭用財産のうち10万円を超えるものの明細書 （購入年月日、価額、名称等）
26.	積立火災保険を死亡日現在解約したと仮定した場合の解約返戻金明細書 （前納の火災保険の解約返戻金に注意）
27.	生命保険金の支払明細書、退職金の支払明細書と受取人の確認 （確定申告で控除済のものはまずあるものとして）
28.	相続開始前３年以内に相続人等が贈与を受けている場合はその内容 （預金証書又は通帳からの引出し記録の確認）
29.	葬式費用（お通夜と告別式当日の費用）の領収証 （初７日から先の支払は該当しない）
30.	公租公課の未払いの有無（所得税、住民税、固定資産税等）
31.	債務（借入金）がある場合は、その明細と使途・預り敷金及び保証金の明細書 （残高証明書・賃貸借契約書）
32.	相続人全員の印鑑証明書（分割協議書・抵当権設定承諾書・登記所・金融機関）

「遺言書の効力」

Q 遺言書で相続争いを避けることができるといいますが、どんな効力があるのでしょう。またその書き方は？

A 遺言書は、遺産分割の方法や配分のしかたを指示したり、相続人を指定することができます。そのほかに子供の認知、遺産の寄付、医師育成に必要な解剖のための検体などを意思表示し、記録として後に残すことができます。

遺言書の書き方には、自分一人で書く自筆証書遺言、立会人がいるところで作成する公正証書遺言などがあります。なお遺言書がある場合とない場合の相続手続きの違いは、下図の通りです。

遺言書の有無による相続手続きの違い

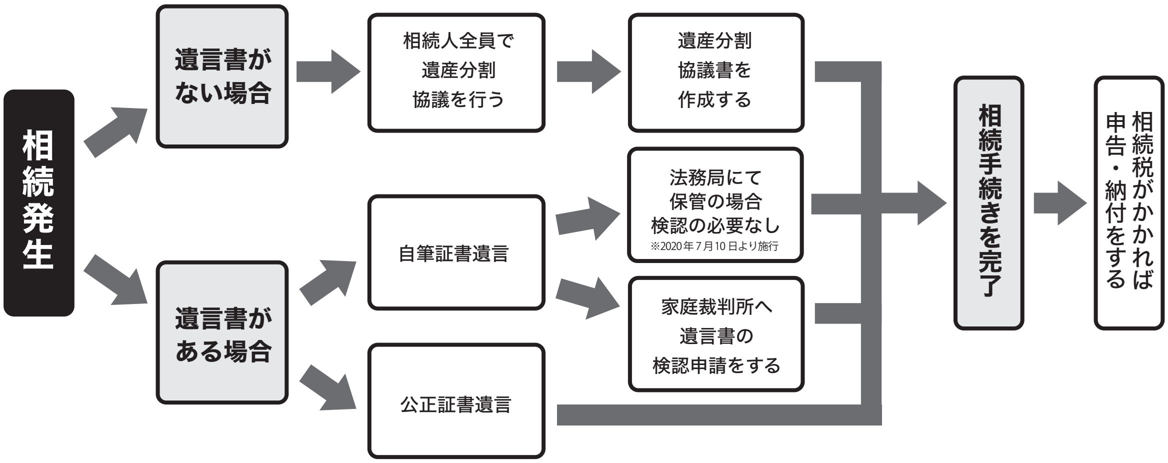

遺言書の種類と特徴

	自筆証書遺言		公正証書遺言
	自己保管	法務局にて保管	公証役場で保管
作成場所	どこでも	どこでも	公証役場
作成方法	本人の自筆（財産目録に関してはパソコンでの作成が可能）	本人の自筆（財産目録に関してはパソコンでの作成が可能）	公証人が口述筆記　※パソコン可
証　人	不要	不要	2人以上の証人
署名・捺印	押印は認印・実印・捺印のいずれか	押印は認印・実印・捺印のいずれか	本人・公証人・証人の署名・実印が必要
費用	不要	法務局に手数料	公証人に作成手数料
秘密保持	秘密にできる	秘密にできる	公証人・証人に内容を知られてしまう
裁判所の検認(死亡時)	必要	不要	不要
封　印	封筒に入れ、封印する	不要	不要
遺言書があるかの確認	できない	死亡後、全国の法務局で可能	死亡後、全国の公証役場で可能
その他	方式・内容に不備があるとトラブルの原因に。死後発見されなかったり、隠ぺい・改ざんされる可能性もある	方式・内容に不備があるとトラブルの原因に。遺言書の交付や閲覧があった場合、他の相続人に通知が行く	方式・内容の不備によるトラブルや隠ぺい・改ざんの可能性は低い。

「専門家を選ぶポイント」

Q 本当に頼れる専門家はどうやって見極めればいいですか。

A 相続について知識や経験が豊富であるのは当然として、きちんと話を聞いてくれることも大切です。相続についての不安を取り除いてくれない相手には、たとえ大きな問題が起きなかったとしてもなんとなく不満が残るものです。よき相談相手となり、すぐに適切なアドバイスをして不安を解消してくれる人を選びましょう。自分は専門家だからといった態度をとったり、自分の言う通りにさせようとするようなある人は避けるといいでしょう。実務面では、相続の専門家には次のような能力が求められます。

- ●相続について経験があり、どこでどんな問題が起きるか分かっている
- ●相続税の計算や申告に通じている
- ●不動産についても知識や経験がある
- ●節税を親身になって考えてくれる

また、相続を円満に行うには、さまざまな視点から全体を見てくれる人が必要です。

相続に関わる個別の分野については、弁護士、司法書士、不動産コンサルタントなどの専門家がいます。相続全体については、税理士が税金の計算だけでなく相続全体のとりまとめ役も担うケースが多くなっています。まずは専門家に相談して、どこに手を着ければいいのか教えてもらいましょう。

Note

相続税対策・事業承継・評価方法・土地活用のお悩み解決！

相続・贈与相談センター® のご紹介

「 相続・贈与相談センター® 」は個人・法人の相続問題をワンストップで解決する専門家の全国ネットワークです。累計10000件の相続問題にお応えしています。相続問題にお悩みの方は是非一度ご相談ください。

まずはお気軽にご相談ください。無料相談も実施中です！

受付時間　平日9:00~17:30

相続・贈与ハンドブック
発 行 日：2020年12月1日抜粋版発行
発　　行：相続・贈与相談センター®
企画制作：アックス資産税パートナーズ事務局
無断転写・複製禁止

フルサイズ版をご希望の方は弊社までお問い合わせください。

相続・贈与ハンドブック

相続・贈与相談センター®

「相続・贈与相談センター®」は個人・法人の相続問題をワンストップで解決する専門家のネットワークです。累計10000件の相続問題にお応えしています。